（削る）

ロ　国民年金基金の加入員にあっては、国民年金基金の加入員番号及び毎月の掛金の額

八・ニ　（略）

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

二　第二号被保険者及び六十五歳以上七十歳未満の厚生年金の被保険者である個人型年金運用指図者

イ　前号イ及びニに掲げる事項

ロ～ニ　（略）

三　第三号被保険者である個人型年金運用指図者

イ　第一号イ及びニに掲げる事項

ロ　（略）

四　国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者である個人型年金運用指図者

イ　第一号イからニまでに掲げる事項

ロ・ハ　（略）

五　六十歳以上七十歳未満の個人型年金運用指図者（第一号から第四号までに該当する者を除く。）

イ　第一号イ及びニに掲げる事項

ロ　法第六十二条第二項各号に該当しない旨

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

2　前項の申出（同項第二号に係るものに限る。）をする者が、個人型年金加入者掛金の納付をその者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあっては、第三十九条第二項に規定する証明書を添付しなければならない。ただし、当該証明書に記載された事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供し、連合会の確認が行われた場合にあっては、当該証明書の添付を省略することができる。

（第二号加入者等に係る個人型年金加入者掛金の納付の方法等）

第五十七条　第二号加入者及び第五号加入者のうち厚生年金保険の被保険者であるものは、掛金納付の方法を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一　（略）

二　変更前及び変更後の掛金納付の方法

2　前項の届出をする者が、個人型年金加入者掛金の納付をその者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあっては、第三十九条第二項に規定する証明書を添付しなければならない。

（資料の提供）

第六十八条　法第百十一条の厚生労働省令で定める資料は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　法第六十二条第二項第二号に規定する老齢基礎年金を受ける権利の裁定に関する資料

四　国民年金法による老齢基礎年金及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢厚生年金に関する資料（第三号に掲げる資料を除く。）

ロ　個人型年金加入者となろうとする年月日

ハ　国民年金基金の加入員にあっては、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛金の額

ニ・ホ　（略）

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

二　第二号被保険者である個人型年金運用指図者

イ　前号イ、ロ及びホに掲げる事項

ロ～ニ　（略）

三　第三号被保険者である個人型年金運用指図者

イ　第一号イ、ロ及びホに掲げる事項

ロ　（略）

四　国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者である個人型年金運用指図者

イ　第一号イからホまでに掲げる事項

ロ・ハ　（略）

（新設）

2　前項の申出書（同項第二号に係るものに限る。）には、第三十九条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（第二号加入者に係る個人型年金加入者掛金の納付の方法等）

第五十七条　第二号加入者は、掛金納付の方法を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一　（略）

二　変更の年月日並びに変更前及び変更後の掛金納付の方法

2　前項の届出書には、第三十九条第二項第一号に掲げる書類を添付しなければならない。

（資料の提供）

第六十八条　法第百十一条の厚生労働省令で定める資料は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　令第三十四条の三各号に掲げる給付に関する資料

四　国民年金法による老齢基礎年金及び厚生年金保険法による老齢厚生年金に関する資料（第三号に掲げる資料を除く。）